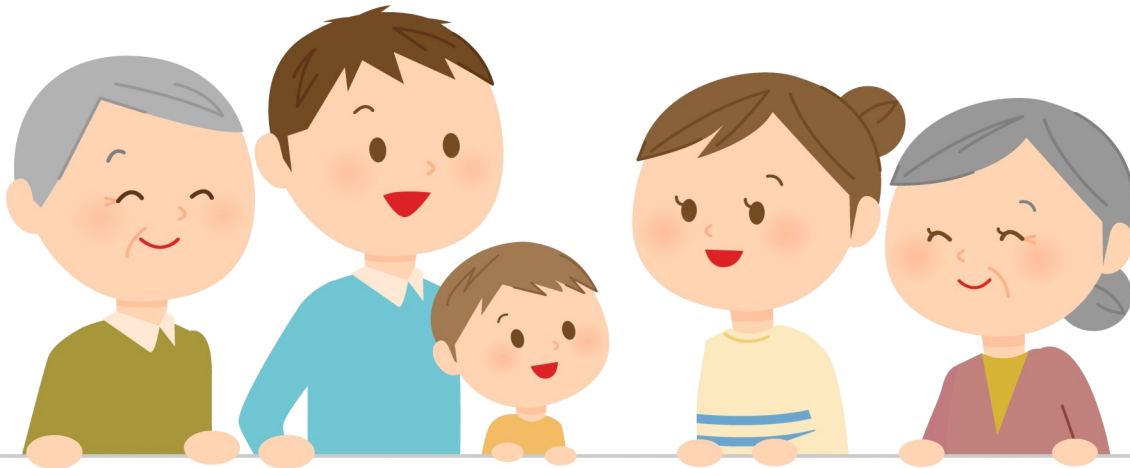


住まいに関する情報提供パンフレット

2026年度版



すまいのコンシェルジュ（千葉市住宅関連情報提供コーナー）

住宅の建設・購入・増改築を考えている方や、賃貸住宅を探している方を対象に、知りたい情報を得られる場所や機関、各種相談窓口の紹介などを行っています。

開設日：月曜日～金曜日及び第1・3日曜日（5月は第2・3日曜日、7月～9月は第1・4日曜日、1月は第3日曜日、3月は第1・4日曜日）
（年末年始（12/29～1/3）・祝祭日は休み）

相談時間：午前10時～正午・午後1時～午後3時

場所：中央区中央3-3-1 フジモト第一生命ビルディング2階
千葉市住宅供給公社内（地図1・1-C）

電話：043-301-6278 **FAX：**043-301-6279

1. 公的賃貸住宅問い合わせ先

住宅の種類	所在地・問い合わせ先
市営住宅	千葉市住宅供給公社 入居支援班 中央区中央3-3-1 フジモト第一生命ビルディング2階（地図1・1-C） 月曜日～金曜日 午前9時00分～午後5時00分（祝祭日・年末年始は休み） ☎301-6271
県営住宅 県住宅供給公社住宅	千葉県住宅供給公社 中央区栄町1-16（地図1・1-B） ・県営住宅管理部 募集課 ☎222-9200 平日 午前8時30分～午後5時15分（土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始は休み） ・総合案内所 ☎227-5673 午前9時～午後5時 （日曜日・祝祭日・年末年始は休み（ただし、祝日の土曜日は営業））
UR賃貸住宅 （旧公団住宅）	・UR 津田沼営業センター 船橋市前原西2-14-5 榊原第二ビル4階（地図4） ☎047-478-3711 午前10時00分～午後6時（定休日：水曜日・年末年始） ・UR 稲毛海岸営業センター 美浜区高洲4-5-10（地図5） ☎043-270-5551 午前10時00分～午後6時（定休日：水曜日・年末年始）

2. 市の相談窓口		
相談内容	窓口名	担当課（相談員）・相談日・問い合わせ先・開催場所
民間賃貸住宅への入居に関する相談	すまいサポート ちば（千葉市居住支援協議会相談窓口）	- 千葉市居住支援協議会（専門相談員） 月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く） 午前9時～正午・午後1時～午後5時（原則、予約制） ☎301-6273 FAX：301-6318 - 千葉市住宅供給公社 中央区中央3-3-1 フジモト第一生命ビルディング2階 （地図1・1-C）
分譲マンションの維持管理・管理組合の運営等に関する相談 （相談結果により、アドバイザー派遣も実施）	分譲マンション 相談会	住宅政策課（千葉市分譲マンション相談連絡協議会会員） 毎月第2・第3木曜日 午後1時30分～午後4時30分 申込み：すまいのコンシェルジュ（前週金曜日までに要予約） ☎301-6278 問合せ：住宅政策課 ☎245-5809 開催場所：千葉市役所内会議室（地図1・3-B）
中高層条例、ワンルーム 要綱関係の相談	建築指導課 調整班	建築指導課調整班（市職員） 月曜日～金曜日 午前9時00分～午後5時00分（正午～午後1時までを除く） ☎245-5836 千葉市役所低層棟4階（地図1・3-B）
契約一般に関するトラブル等の相談	消費生活センター	消費生活センター（消費生活相談員） 月曜日～土曜日（土曜日は電話相談のみ、祝日・年末年始は除く）午前9時～午後4時30分 ☎207-3000 千葉市消費生活センター（暮らしのプラザ） （地図1・1-B）
不動産売買・借地・宅地・建物など不動産に関する諸問題	住宅相談	各区役所地域づくり支援課（宅建協会千葉支部住宅相談員） 各区月1回 午前10時～午後3時（相談日の2週間前（祝日の場合は翌開庁日）から電話予約、先着8人。電話相談不可） 中央区 第3月曜日 花見川区 第3水曜日 ☎221-2106 ☎275-6213 稲毛区 第3火曜日 若葉区 第3金曜日 ☎284-6106 ☎233-8123 緑区 第3月曜日 美浜区 第3木曜日 ☎292-8106 ☎270-3123 各区役所市民相談室 相談時間：30分
相続・遺言、登記、税、不動産取引、建築・リフォーム、土地の境界等に関する相談	くらしとすまい の特設相談	広報広聴課 （司法書士会千葉支部、行政書士会千葉支部、税理士会千葉東支部、宅建協会千葉支部、建築士会千葉支部、土地家屋調査士会千葉支部） 毎月第2水曜日（8月のみ第3水曜日）午前10時～午後3時 ☎245-5609、245-5298 相談時間：30分 （月初めの開庁日午前9時から電話予約、各相談先着8人。電話相談不可） 千葉市役所高層棟1階 市民相談室（地図1・3-B）
障害者や高齢者に適した住宅改造に関する相談	障害者等住宅改造相談	千葉市障害者福祉センター（住まいと福祉の会所属の一級建築士及び作業療法士等） 原則として毎月第1・第3火曜日の午後 ☎209-8779（電話予約） 必要に応じ訪問

相談内容	窓口名	担当課（相談員）・相談日・問い合わせ先・開催場所
日常生活での法律相談 （金銭貸借、相続、離婚等）	特設法律相談	・ 広報広聴課（県弁護士会所属弁護士）※裁判所で訴訟・調停中のものは不可。 毎月第4土曜日 午後1時～午後4時 ☎245-5609、245-5298 （月初めの開庁日午前9時から相談日の9日前の午後5時まで電話及び電子申請による事前申込（抽選）制、定員12人。電話相談不可。） 相談時間：30分 千葉市役所高層棟1階市民相談室（地図1・3-B）
日常生活での法律相談 （金銭貸借、相続、離婚等）	法律相談	・ 各区役所地域づくり支援課（県弁護士会所属弁護士） ※裁判所で訴訟・調停中のものは不可。 各区週1～2回 午後1時～午後4時 （相談日の2週間前の午前9時から相談日の1週間前の午後5時まで電話及び電子申請による事前申込（抽選）制、定員6人。電話相談不可。） 中央区 花見川区 毎週木曜日及び第4月曜日 毎週月曜日及び第4水曜日 ☎221-2106 ☎275-6213 稲毛区 若葉区 毎週金曜日及び第4火曜日 毎週水曜日及び第4金曜日 ☎284-6106 ☎233-8123 緑区 美浜区 毎週水曜日及び第4月曜日 毎週火曜日及び第4木曜日 ☎292-8106 ☎270-3123 各区役所市民相談室 相談時間：30分
衛生害虫や室内の化学物質、ダニアレルゲンなどの住居衛生に関する相談	住居衛生相談	・ 保健所環境衛生課施設指導班（市職員） 月曜日～金曜日 午前9時00分～午後5時00分 ☎238-9940 千葉ポートサイドタワー12階（地図1・3-C）

3. 県の相談窓口

相談内容	窓口名	相談日・所在地・問い合わせ先
住宅に関する相談・情報提供	住まい情報プラザ	中央区栄町1-16（県住宅供給公社総合案内所内） ☎223-3266 午前9時～午後5時 （日曜・祝日・年末年始を除く、ただし、祝日の土曜は営業） （地図1・1-B）
不動産業者の閲覧 （県知事免許業者及び千葉県に本店のある大臣免許業者について）	県土整備部 建設・不動産課 不動産業班	閲覧日 月曜日～金曜日（休祭日・年末年始を除く） 閲覧時間 午前9時～午前11時30分、午後1時～午後4時30分 中央区市場町1-1 千葉県庁中庁舎7階 ☎223-3238（地図1・1-C）
不動産取引に関する相談	県土整備部 建設・不動産課 不動産業班	- 不動産取引事前相談 毎週月曜日（祝祭日は除く） - 事前予約制 - 宅地建物取引のトラブルが発生した際の弁護士による法律相談 - 毎月第2水曜日 事前予約制 - 中央区市場町1-1 千葉県庁中庁舎7階 ☎223-3238（地図1・1-C）

相談内容	窓口名	相談日・所在地・問い合わせ先
建設業許可申請書等の閲覧	県土整備部 建設・不動産業課 建設業班	閲覧日 月・火・木・金曜日（祝日・年末年始は除く） 閲覧時間 午前9時～午前11時30分、午後1時～午後4時30分 事前予約制 中央区市場町1-1 千葉県庁中庁舎7階 ☎223-3560（地図1・1-C）
建設工事請負契約の紛争相談	県土整備部 建設・不動産業課 建設業班	・紛争相談 火曜日 午後1時から午後4時30分 （祝・祭日は除く）事前予約制 中央区市場町1-1 千葉県庁中庁舎7階 ☎223-3108（地図1・1-C）

4. 関係団体等相談窓口

相談内容	窓口名	運営団体・相談受付時間
住宅の増改築に関する相談	住宅増改築相談	・千葉市増改築相談員協議会 毎月第2金曜日 午前10時～午後3時 （8月は第1金曜日、1月は第3金曜日、美浜区は休み） ☎285-3003（予約不要、直接会場へ） 各区役所玄関ホール等（中央区はきぼーる1階アトリウム）
住宅紛争処理 住宅一般・リフォーム 見積チェックに関する相談 マンション建替え・マンション敷地売却等に関する相談	住まいのダイヤル	・住まいのダイヤル （（公財）住宅リフォーム・紛争処理支援センター） 月曜日～金曜日 午前10時～午後5時 （土、日、祝休日、年末年始を除く） ☎03-3556-5147
マンション管理等に関する相談	マンション管理センター	・（公財）マンション管理センター 月曜日～金曜日 午前9時30分～午後5時 （土・日・祭日及び年末・年始休みを除く） ☎03-3222-1517（管理組合運営・管理規約等） 03-3222-1519（維持管理）
住宅取得の資金計画・返済計画相談	住宅金融支援機構 お客様コールセンター	・（独）住宅金融支援機構（旧住宅金融公庫） 午前9時～午後5時（祝日・年末年始を除く） ☎0120-0860-35 048-615-0420（PHS・IP電話等からの場合）
不動産取引に関する苦情・紛争相談他、不動産取引全般	不動産無料相談所	・（一社）千葉県宅地建物取引業協会 中央区中央港1-17-3 千葉県宅建会館2階相談室 （地図1・3-B） ①専任相談員による不動産に関する相談 毎週火・金曜日 午前10時～午後3時 ☎241-6697 ②弁護士による法律相談 毎月2回（原則第1・第3月曜日） 午前10時～正午及び午後1時～午後3時 1人あたり40分間の予約制（来所のみ） ☎241-6671（事前に電話予約）

相談内容	窓口名	運営団体・相談受付時間
住まいに関わる土地・建物の事前相談やトラブル相談	無料建築相談会	・（公）日本建築家協会関東甲信越支部千葉地域会（JIA千葉） 中央区中央4-8-5 建築会館5階（地図1・1-C） 毎月第1・3木曜日 午後2時～午後4時 （要予約・面談式）※相談時間は1回60分 電話予約は午前10時～午後4時 ☎225-5575
住宅の設計・建築・耐震診断等に関する相談 その他建築に関する一般的な相談	無料建築相談	・（公）千葉県建築士事務所協会千葉支部 毎月日曜日の1回午前10時～午後3時 ☎227-4001 千葉市生涯学習センターで開催（11月、1月はきぼーる1階アトリウムにて開催）
住宅の設計・工事に関する相談 その他建築に関する一般的な相談	無料建築相談	・（一社）千葉県建築士会建築相談室 中央区中央4-8-5 建築会館8階（地図1・1-C） 毎月第2水曜日 午後1時～5時（要予約） 電話予約：午前10時～午後5時 ☎202-2100 （受付：相談日の前週の月曜日～金曜日）

5. 法務局

庁 名	不動産登記管轄区域	所在地・問い合わせ先
千葉地方法務局	中央区・花見川区・稲毛区・若葉区・緑区・美浜区	中央区中央港1-11-3（地図1・3-B） ☎302-1311 午前9時00分～午後5時00分 （土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く）

6. 税金に関する窓口

内容	窓口名	所在地・問い合わせ先
国税に関すること	①税務相談 ・市内各税務署 電話相談センター	・下記の最寄りの税務署に電話してください
・所得税 ・贈与税 ・印紙税 ・登録免許税 等	②税務申告 ・千葉東税務署 中央区の一部、花見川区の一部 稲毛区の一部、若葉区全域、 美浜区の一部 ・千葉西税務署 花見川区の一部、稲毛区の一部 美浜区の一部 ・千葉南税務署 中央区の一部、緑区全域	中央区祐光1-1-1（地図1・1-C） ☎225-6811 花見川区武石町1-520（地図2） ☎274-2111 中央区蘇我5-9-1（地図3） ☎261-5571
県税に関すること ・不動産取得税等	・千葉県中央県税事務所 （千葉市のうち千葉西県税事務所の管轄区域を除く区域） ・千葉県千葉西県税事務所 （千葉西税務署の管轄区域 花見川区・稲毛区・美浜区の一部）	中央区都町2-1-12 千葉県都町合同庁舎2階 ☎231-0161 美浜区真砂4-1-4 ☎279-7111

内容	窓口名	所在地・問い合わせ先
市税に関すること ・個人住民税	東部市税事務所 市民税課 個人市民税班 (中央区・若葉区・緑区) 西部市税事務所 市民税課 個人市民税班 (花見川区・稲毛区・美浜区)	若葉区桜木北2-1-1 (若葉区役所内) 個人市民税班 ☎233-8140 区役所には市税出張所あり 美浜区真砂5-15-1 (美浜区役所内) 個人市民税班 ☎270-3140 区役所には市税出張所あり
市税に関すること ・固定資産税 ・都市計画税	東部市税事務所 資産税課 土地・家屋班 (中央区・若葉区・緑区) 西部市税事務所 資産税課 土地・家屋班 (花見川区・稲毛区・美浜区)	若葉区桜木北2-1-1 (若葉区役所内) 土地班 ☎233-8143 家屋班 ☎233-8145 区役所には市税出張所あり 美浜区真砂5-15-1 (美浜区役所内) 土地班 ☎270-3143 家屋班 ☎270-3145 区役所には市税出張所あり

7. すまいに関する市の主な助成制度等

※申請にあたっては事前手続きが必要な場合がありますので、問い合わせ先にご確認下さい。

名 称	助成内容等	問い合わせ先
分譲マンション再生 等合意形成支援制度	マンションの再生（建替えや改修など）、敷地売却、敷地分割、または除却を行おうとする市内の管理組合に対して、合意形成に要する費用の一部を助成。	住宅政策課 ☎245-5809
マンション長期修繕 計画作成支援制度	長期修繕計画の作成又は見直しを専門家などに委託を行おうとする市内の管理組合に対して、委託費用の一部を助成。	住宅政策課 ☎245-5805
団地住替え支援事業	新しく千葉市内の高経年住宅団地へ転居する子育て世帯又は新婚世帯等に対し、中古住宅の購入費用や賃貸住宅の賃料、引っ越し費用、リフォーム費用を助成。	住宅政策課 (新婚世帯、パートナーシップ 宣誓をしたカップル) ☎245-5849 (子育て世帯) ☎245-5805
耐震診断助成制度 (木造住宅・分譲マ ンション)	昭和56年5月31日以前の旧耐震基準によって設計・建築された木造住宅・分譲マンションの耐震診断を行う場合に、費用の一部を助成。	建築指導課 調整班 ☎245-5836
耐震改修助成制度 (木造住宅・分譲マ ンション)	耐震診断の結果、「倒壊する可能性が高い」あるいは「倒壊する可能性がある」と判定された木造住宅（平成12年5月31日以前対象）・分譲マンション（昭和56年5月31日以前対象）を、現行の耐震基準を満たすように耐震改修を行う場合に、費用の一部を助成。	建築指導課 調整班 ☎245-5836

名 称	助成内容等	問い合わせ先
住宅除却費助成制度	昭和56年5月31日以前の旧耐震基準によって設計・建築された住宅で、耐震診断の結果、「倒壊する可能性が高い」と判定された場合に、住宅除却費用の一部を助成。	建築指導課 調整班 ☎245-5836
耐震シェルター設置費補助制度	木造住宅（昭和56年5月31日以前対象）の1階部分に部屋型の装置を設置する場合に、設置費用の一部を助成。	
屋根の耐風診断助成制度	令和3年12月31日以前に建築された住宅の瓦屋根の耐風診断を行う場合に、費用の一部を助成。	
屋根の耐風改修助成制度	耐風診断の結果、瓦の緊結方法等を定める告示基準に適合しない（脱落の危険性がある）と判定された瓦屋根を、現行の耐震基準を満たすように耐風改修を行う場合に、費用の一部を助成。	
既存建築物吹付けアスベスト対策助成制度	建物の室内に施工されている、吹付けアスベストの分析調査及び除去等の費用の一部を助成。	
狭あい道路拡幅整備事業	災害時等における安全性及び良好な住環境の形成を図るため、後退用地等を寄付していただいた場合に、門塀の撤去等に要する費用を助成。	建築指導課 認定班 ☎245-5856
がけ地近接等危険住宅移転助成制度	がけ崩れなどの災害から住民の安全を確保するため、危険ながけに近接する住宅を除却し、安全な土地に移転する際の費用の一部を助成。	都市安全課 土地班 ☎245-5329
住宅確保要配慮者円滑入居支援補助制度	①「千葉市民間賃貸入居支援住宅」又は②「住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅」「居住安定援助賃貸住宅」に入居する際の初回分の家賃債務保証料等の費用を助成。	①すまいのコンシェルジュ ☎301-6278 月～金曜日・第1・3日曜日 （年末年始・祝祭日は休み） 午前10時～正午及び 午後1時～午後3時 ②住宅政策課 ☎245-5853
屋上壁面緑化助成事業	緑の少ない中心市街地の緑化を推進するにあたり、対象となる範囲において、建築物の屋上及び壁面の緑化に要する費用の一部を助成。	緑政課 緑と花の推進室 ☎245-5775
高齢者住宅改修費支援サービス事業	在宅の要援護高齢者が日常生活を容易にするために住宅を改修する際、改修費用の一部を助成。（所得制限あり）	高齢福祉課（在宅支援班） ☎245-5250 各区保健福祉センター 高齢障害支援課 （高齢支援班） 中央区：221-2150 花見川区：275-6425 稲毛区：284-6141 若葉区：233-8558 緑区：292-8138 美浜区：270-3505

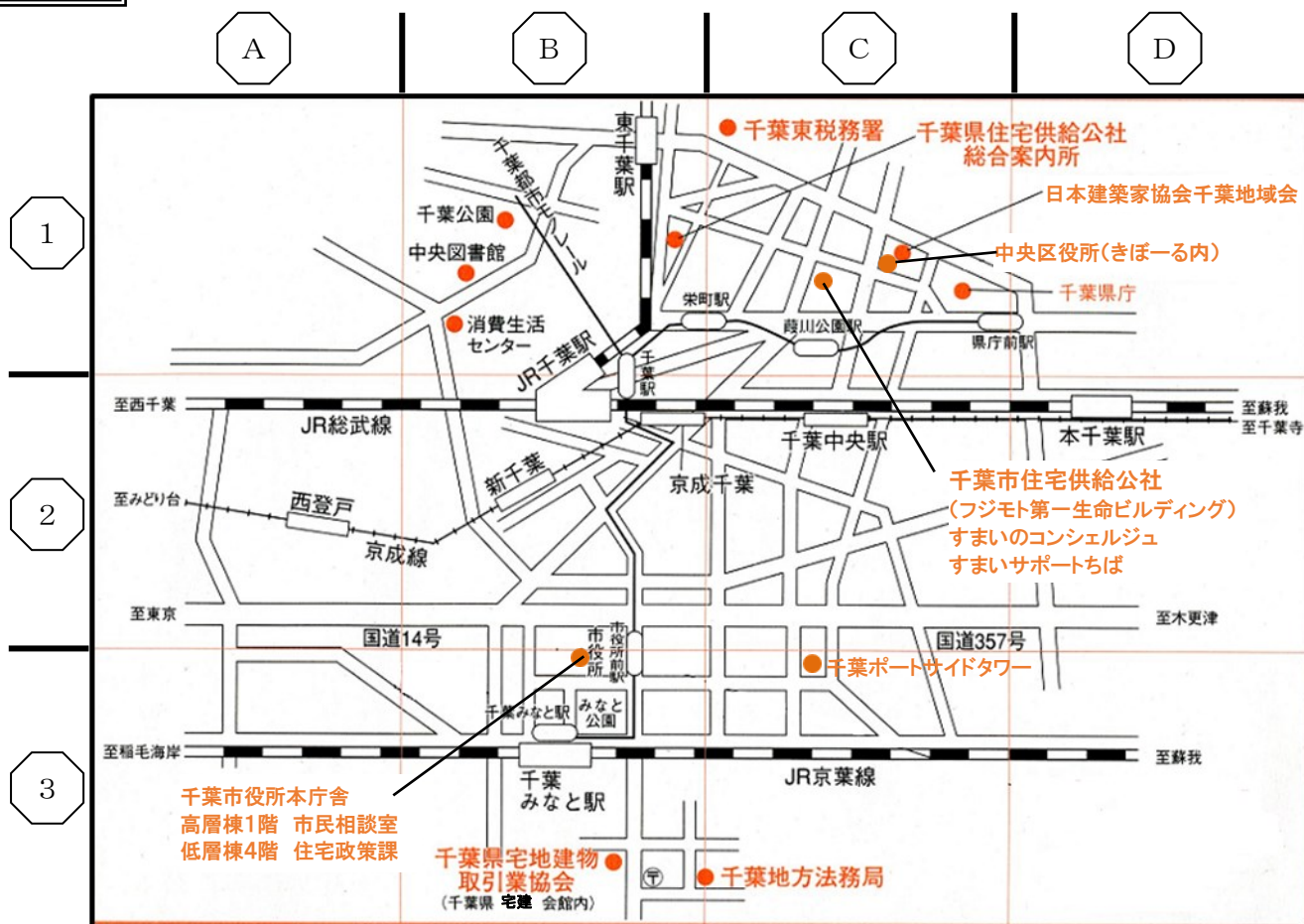
名 称	助成内容等	問い合わせ先
重度障害者住宅改造費助成制度	重度の障害のある方が日常生活を容易にするために浴室・便所・玄関等を改造する際、改造費用の一部を助成。（所得制限あり）	障害者自立支援課 ☎245-5173 各区保健福祉センター 高齢障害支援課 （障害支援班） 中央区：221-2152 花見川区：275-6462 稲毛区：284-6140 若葉区：233-8154 緑区：292-8150 美浜区：270-3154
住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金	家庭における地球温暖化対策の推進に加え電力の強靱化を図るため、住宅用設備等を導入する方に、補助金を交付します。 ＜補助対象設備＞ ・太陽光発電システム ・ZEH+ ・家庭用燃料電池システム（エネファーム） ・定置用リチウムイオン蓄電システム ・窓の断熱改修 ・電気自動車（EV） ・プラグインハイブリッド自動車（PHV） ・V2H充放電設備 ・集合住宅用電気自動車充電設備 ・集合住宅用電気自動車充電設備の設置に向けた住民の合意形成のための資料作成	脱炭素推進課（企画班） ☎245-5185
介護保険住宅改修費	在宅の要介護（要支援）者が、ご自宅で安心した生活がおくれるように住宅を改修する際、改修費用の一部を助成します。 ※改修工事を行う前に申請が必要ですので、ご注意ください。	各区保健福祉センター 高齢障害支援課 （介護保険室） 中央区：221-2198 花見川区：275-6401 稲毛区：284-6242 若葉区：233-8264 緑区：292-9491 美浜区：270-4073 介護保険管理課 ☎245-5061
危険ブロック塀等改善補助事業	個人の所有者などを対象として、危険なブロック塀等の撤去や撤去後の軽量フェンス等の設置にかかる費用の一部を助成。	千葉市住宅供給公社（企画調整班） ☎301-6342
雨水貯留槽と雨水浸透ます設置補助制度	雨水の流出抑制と地下への浸透を促すため、住宅等で行う雨水貯留施設及び浸透施設設置工事に要する費用の一部を補助します。	下水道営業課（排水設備班） ☎245-5412
水洗便所改造等資金貸付制度	公共下水道処理区内で、既設の浄化槽を廃止したり、汲み取り便所を水洗便所に改造したりして、公共下水道への接続工事をする方に資金を貸し付けます。 ※無利息。貸付要件は、お問合せください。	下水道営業課（業務推進班） ☎245-5411
防水板設置工事助成制度	浸水被害の軽減を図るため、建物等の所有者又は使用者が行う防水板の設置及びその設置に伴う関連工事費用の一部を補助します。	

名 称	助成内容等	問い合わせ先
合併処理浄化槽への 転換費用の補助制度	公共用水域等の水質保全を図るため、単独処理浄化槽 やくみ取り便槽を合併処理浄化槽に転換される方に、 設置費用の一部を補助しています。 ※補助対象施設・地域に条件がありますので、必ず事 前にご相談ください。	収集業務課 ☎245-5251

8. すまいに関する国の主な助成制度等

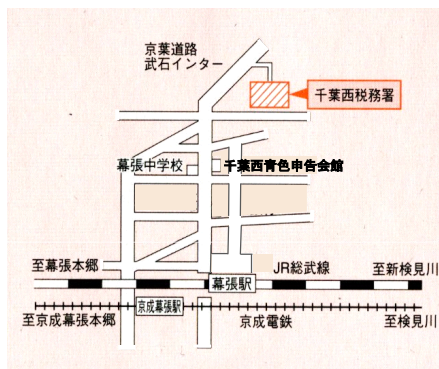
名 称	助成内容等	問い合わせ先
住宅ローン減税	住宅ローンを利用して住宅の新築・取得又は増 改築等をした場合、最大13年間、各年末の住 宅ローン残高の0.7%を所得税額等から控除す る制度です。また、所得税から控除しきれない 場合、翌年の住民税（上限：9.75万円）から 控除されます。	国税庁ホームページ （チャットボット、タックスアンサー） https://www.nta.go.jp/ お電話でのご相談は最寄りの所管税務署へ （P5参照）
住宅省エネ20 26キャンペーン	2050年カーボンニュートラルの実現に向け、 家庭部門の省エネを強力に推進するため、新築 とリフォームを対象にした4つの補助事業があ ります。 ①みらいエコ住宅2026事業 ②先進的窓リノベ2026事業 ③給湯省エネ2026事業 ④賃貸集合給湯省エネ2026事業	住宅省エネ2026キャンペーン補助事業 合同お問い合わせ窓口 ☎0570-081-789 ※IP電話等からのお問い合わせ先 ☎03-6629-1646
子育て支援型共 同住宅推進事業	共同住宅（賃貸住宅及び分譲マンション）を対 象に、転落等の事故防止や防犯対策などの子ど もの安全・安心に資する住宅の新築・改修の取 り組みや、子育て期の親同士の交流機会の創出 に資する居住者間のつながりや交流を生み出す 取り組みに対し支援します。	子育て支援型共同住宅サポートセンター ☎03-6659-8875 午前10時～正午及び 午後1時～午後5時 （土日祝日・年末年始を除く）

～千葉駅周辺案内図～



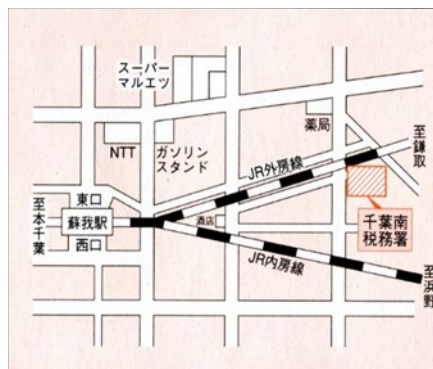
地圖 2

～千葉西税務署～



地圖 3

～千葉南税務署～



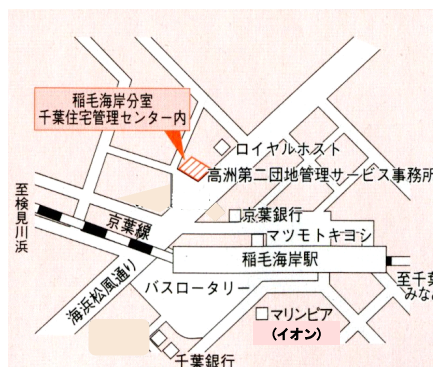
地圖 4

～UR都市機構
津田沼営業センター～



地圖 5

～UR都市機構
稲毛海岸営業センター～



- 作成 -

千葉市都市局建築部

住宅政策課

(千葉市役所低層棟 4 F)

☎043-245-5853

令和8年6月作成